

諫早市公式インスタグラムフォトコンテスト 2023 第1弾

実施要領

1 目的

諫早市公式インスタグラム(isahaya_official)で写真投稿型のフォトコンテストを実施することで、画像による諫早市の魅力を対外的に発信する。

2 実施方法

(1) 応募期間 令和5年6月1日(木曜日)～令和5年7月31日(月曜日)

(2) 応募テーマ 「いさはやで子育て」

(3) 応募方法 諫早市公式アカウントをフォローし、応募指定ハッシュタグ(#いさはやぐらむ、#いさはやで子育て)と撮影場所を記載する(令和5年5月19日(金)投稿分から審査対象とする。)

(4) 応募要件

- ・応募するアカウントが公開設定になっていること
- ・作品は、おおむね1年以内に撮影したもので、諫早市内で撮影したもの
- ・被写体に人物が含まれる場合は、本人の了承を得ること
- ・作品は、他のフォトコンテストに入賞したことがない作品であること
- ・複数の写真を1つの投稿に掲載した場合は、1枚目の写真を応募作品とみなす
- ・過去に個人のSNS等に発表した作品も可
- ・インスタグラムのメッセージ機能が使えること(受賞者には、ダイレクトメッセージにより連絡を行う)

※投稿頂いた写真は、本コンテストの広報活動や、市の広報のために作成するパンフレットやポスター、カレンダー、ウェブサイトなどに連絡なく無償で使うことがある。

(5) その他

応募者のインスタグラムアカウントやその他のSNSでの投稿内容やそれに関わるトラブルに関して、本市は一切責任を負わない。

3 注意事項

(1) 投稿写真の撮影にあたっては、第三者の肖像権、著作権その他の諸権利を侵害することのないように周知する。第三者と紛争が生じた際は、応募者自身の責任と費用負担によって解決することとする。

(2) 投稿写真は、応募者本人が撮影し、すべての著作権を有しているものに限る。
他者の作品の投稿は無効とする。

(3) 次の内容にあてはまる投稿は禁止する。また、市が次の内容にあてはまると判断した場合は、審査対象外とする。

- ・第三者の著作権、肖像権その他の諸権利を侵害するもの
- ・他の印刷物、展覧会などで使用されているもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・立入禁止、撮影禁止場所で撮影したもの
- ・営利を目的とした情報提供、広告宣伝もしくは勧誘行為にあたるもの
- ・個人、企業、団体などを中傷したり、プライバシーを侵害するもの
- ・他の個人、企業、団体等になりすましたもの
- ・本コンテストの適正な運営を妨げるもの
- ・インスタグラムの利用規約・法令に違反するもの
- ・その他運営者が不適切と判断するもの

4 表彰

- ・グランプリ……諫早市の特産品3万円相当 1名様
- ・優秀賞……諫早市の特産品1万円相当 2名様
- ・入賞者……諫早市の特産品2千円相当 10名様

5 審査の方法

(1) 1次審査……応募期間中、秘書広報課及び関係組織による審査で選んだ作品を最終審査対象作品とし、市公式Instagramで1日1作品ずつ紹介する。

(2) 最終審査……審査員による審査でグランプリほか各賞を決定する。

6 結果発表 令和5年8月中に最終結果及び入賞作品を、このホームページ等で発表する。

7 スケジュール(予定)

(1) 応募期間……令和5年6月1日(木曜日)～令和5年7月31日(月曜日)

(2) 最終審査……令和5年8月中旬

(3) 結果発表……令和5年8月下旬